

スポーツ少年団 新木ファイターズ規約

第一条 名称

この団は、スポーツ少年団新木ファイターズと称する。

第二条 目的

少年野球を通じて、会員が心・和・忍耐・礼儀を重んじ、健全なる身体をつくり立派な社会人に育つことを目的とする。

第三条 団員の資格

18歳未満の男子および女子であること

第四条 会費

団員は、別に定められた会費を毎月はじめに納入する。

第五条 父母会

この会に父母会を設け、チームの運営・発展に協力する。

第六条 役員

この団に、団長、監督、コーチ、父母会会長、副会長、書記、会計を置く。
また、必要に応じて顧問を置く。

第七条 役員の仕事

- (1) 団長は団を代表し、一切の責任を負うとともに、チーム及び父母会の活動に助言を与える。
また、監督を推薦し役員会で承認を得る。
- (2) 監督は、試合、練習、その他チームの活動全般について指導・監督に当たるとともに、その結果について責任を負う。
また、コーチを推薦し役員会で承認を得る。
- (3) 顧問は団長・監督を補佐し、チーム及び父母会の活動に助言を与える。
- (4) コーチは監督の指示ある事項については、責任を持って団員の指導、育成に努めるとともに、その他の事項については監督に協力し団員の育成に協力する。
- (5) 父母会会長は父母会を統括し、副会長、書記、会計、父母と協力し団の運営にあたる。
- (6) 同副会長は、会長を補佐し書記、父母と協力し、団の運営にあたる。
- (7) 同書記は、父母会等の書記を担当し、会長、副会長、会計、父母と協力し団の運営にあたる。
- (8) 会計は、会費の徴収を行い、金銭の収支に責任を持ち、総会に於いて決算報告を行い、また、他の役員、父母と協力し団の運営にあたる。
尚、会計監査は父母会会長・監督があたる。

第八条 役員任期

役員任期は1年とし、毎年度初めに開催する総会で選出する。(原則として3月)
ただし、再任することを妨げない。

第九条 総会

- (1) 毎年1回開催するものとし、団長が召集し、日時・場所・議事等については、役員会で決定する。
但し、団長が必要と認める場合に限り臨時総会を開催することが出来る。
- (2) 会の成立は団員父母の半数以上の出席を要し、出席者の過半数を持って議決する。

第十条 監督・コーチ誓約

監督・コーチは、次の点に特に注意を払いつつ、連携を密にし指導にあたる。

- (1) 日本軟式野球規則を遵守し且つ、スポーツの持つ教育的役割を認識し指導・育成に努める。
- (2) 子供の無限の可能性を信じ、希望をもって指導にあたる。
- (3) 単なる技術の指導にならないように注意を払い、野球・スポーツの楽しさを教えるよう努める。
- (4) 子供の健康に留意し、子供が家を出てから、家に帰るまで、事故に遭わないよう必要な注意を払う。

第十一条 団員心得

- (1) 新木ファイターズの一員として、与えられたどんな練習も仕事もいやがらずやりとげること。
- (2) 監督・コーチに対し、自分の意見は堂々と述べますが、その指示には、従うこと。
- (3) チームワークを第一にし、仲間を大切にすること。
- (4) 野球の練習を理由に授業を休んだり、宿題を忘れてたりしないこと。
- (5) 失敗してもあきらめずに頑張ること。
- (6) 新木ファイターズの一員であることを自覚し、試合中もそれ以外の時も誇りをもって礼儀正しく行動すること。
- (7) この誓いに違反したことを両親、監督、コーチから指摘された時は、素直に改めること。

第十二条 事故の責任

監督・コーチは、第十条の誓約に基づき誠意を持って指導にあたるので、練習、試合等、新木ファイターズの行事すべての事故について、一切の責任を負いかねます。

第十三条 その他

- (1) 団員のうち、小学校4年生以上6年生以下の団員のチーム活動にはユニフォームを着用する。
ユニフォームはチーム指定の形式とし、各団員が購入する。
尚、3年生以下の場合は、ユニフォーム着用を絶対条件とはしない。
但し、帽子は全員着用とする。(含む団長、顧問)
- (2) (財)日本スポーツ少年団及び、我孫子市少年野球連盟へ加入する。
- (3) スポーツ保険に加入する。
- (4) 試合中の応援(父母会)は、選手への激励に徹するとともに、作戦などの指示は決してしてはならない。また、ファインプレーに対しては、敵味方の区別なく、声援を送るように努める。

附則

1. 会費の徴収

市内他チームとの均衡を保つため、小学生の会費を月額1500円（おやつ代を含む）とする。
ただし、兄弟（あるいは兄妹・姉弟・姉妹も含む）等で同時期に入団している場合については次の通り扱うものとする。

1人目は、1500円/月

2人目 1000円/月

3人目以降は無料とする。

※同時期に2人～3人に限る。

尚、新入団員は、入団金として1000円を別に納入する。（含む保険料）

また、中学生以上の団員については、別途定めるものとする。

2. 臨時会費の徴収

レクレーション、特別な備品の購入、会費の不足等の場合は、若干の負担をお願いする。この場合、役員会において決定し、後刻総会の了承を得なければならない。

3. 費用の補助

チーム運営上必要と認められる費用については、半額を限度として会より補助する。

所属する連盟の納会、東部会の新年会、ジュニア会の新年会・総会、その他
但し、補助対象、参加人数、全体予算額については、役員会で決定する。

4. 慶弔について

慶弔は原則として行わない。

ただし、会員（含む団長、監督、顧問、コーチ）およびその父母の不幸については、弔意を表す。
弔意の表し方については、役員会に一任する。

5. 新木ファイターズユニフォーム取り扱い店

坂口スポーツ店 湖北台 5-4-14 Tel 7188-8884

以上

平成14年 4月 13日 改定

*17年度総会の議題によりユニフォームの支給方法が決定いたしました。

選手はユニフォーム上着のみチーム負担で購入。ズボンその他小物は個人負担となります。

コーチの方はユニフォーム上下の半分の金額をチーム負担とし、残り及び小物は個人負担とします。